

「方式審査便覧」改訂案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	64. 20	<p>「1. 申請書と証明書との関係について」「登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは」という文は「登録の申請の不備が補正することができるものであると認められるときは」とすべきと考える。</p> <p>また、「登録の申請の不備が補正をすることができるものであると認めないときは」という文は「登録の申請の不備が補正をすることができるものであると認められないときは」とすべきと考える。(令等でもそうになっているのであれば、令等でも修正が行われるべきと考える。)</p> <p>案の文では恣意性が普通に入り込みうる様な文章になっていると思われるが、恣意性について入り込みにくい様な文とされたい。</p>	<p>方式審査便覧は、法令等で定められた範囲において詳細な運用を記述しているものであって、ご指摘の記述は、改訂案において根拠条文として示している特許登録令38条1項の規定「…登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは…」又は特許登録令38条3項の規定「…登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは…」と同一です。</p> <p>したがって、改訂案のままとさせていただきます。</p>
2	70. 15	<p>この改正内容では問題があるように思われる。</p> <p>これでは、登録義務者が実際には関わっていないのに、書面を完成させられるものになってしまっていないだろうか。</p>	<p>ご指摘のようななりすましによる被害が大きく回復が困難とされる手続（特許権等の移転登録申請に添付する譲渡証書）については押印を存続し、それ以外の手続（手続補正に関する手続、弁明に関する</p>

	<p>基本として物理媒体の書面の場合は押印又は署名、電子手続であれば電子署名があるのが適切であり、ここで電子署名を用いた電子手続であれば押印又は署名について省く事が可能になるが、そして当方はその様な手続であれば刑法上の書類についての特段の扱いも発生するので適切と考えるが、しかしその様な方式を取る取らない関係無く、登録義務者の確認等の意思を示す意思表示が特段に行われている書類である事が確認されるような書類にすべきと考える。</p> <p>登録義務者による確認等の意思を示す意思表示の証が、書類において確実に存在するとなる様な書類・手続となるようにしていただきたい。</p>	<p>手続) について押印を廃止しております。</p>
--	---	-----------------------------

以 上